

尖閣諸島上陸視察決議

尖閣諸島は、日本固有の領土であり、現に地籍も沖縄県石垣市字登野城 2390 番地～2394 番地とされ、本市の行政区であることは紛れもない事実である。

平成 22 年 9 月 7 日に、日本領海内の尖閣諸島周辺海域で発生した、中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突による中国人船長の公務執行妨害容疑での逮捕に至った事件において、我が国政府は、『尖閣諸島は我が国固有の領土であり、東シナ海に領土問題は存在しない』と改めて国内外に表明した。

領土は、先人から受け継いだ大切な財産であり、後世に責任を持って残して行くためにも、尖閣諸島を行政区として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が、尖閣諸島の自然環境・生態系の現状や、荒天時における漁船の避難港整備に向けて上陸視察し、適切な施策を講じる事が必要不可欠である。

よって、本市議会は、石垣市長及び行政と市議会が一体となって、本市行政区である尖閣諸島に上陸し、視察・調査することを決議する。

以上、決議する。

平成 22 年 10 月 20 日

石垣市議会